



事務連絡
平成21年7月6日

各都道府県医政主管部局医療広告担当課 御中

厚生労働省医政局総務課

広告可能な診療科名の見直しに伴う経過措置に関する取扱いについて

標記について、別添のとおり回答を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、管下保健所設置市、特別区、関係団体等への周知をお願いします。

〈連絡先〉

厚生労働省医政局総務課 田中

TEL 03-5253-1111 (内 2518)

FAX 03-3501-2048

e-mail tanaka-ryouc!@mhlw.go.jp



医政総発 0702 第 1 号

平成 21 年 7 月 2 日

社団法人日本医師会

常任理事 内田 健夫 殿

厚生労働省医政局総務課長



広告可能な診療科名の見直しに伴う経過措置に関する取扱いについて (回答)

平成 21 年 7 月 1 日付けで照会のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。

なお、平成 20 年 4 月 1 日以後に診療科名変更の届出が行われたものについては、この限りではない。

(地I77)

平成21年7月1日

厚生労働省医政局総務課長

深 田 修 殿

日本医師会常任理事

内 田 健



広告可能な診療科名の見直しに伴う経過措置に関する取扱いについて（照会）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医療機関が広告可能な診療科名については、貴省より、「広告可能な診療科名の改正について」（平成20年3月31日医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知）において診療科名の見直しに関する留意事項が示されているところです。

特に、平成20年4月1日前から広告している診療科名については、経過措置として、広告の変更を行わない限り、同日以後も広告することが認められています。広告の変更については、「看板の書き換え」がその一例として示されており、また、平成20年4月1日以後に新たに広告に関する契約を締結する場合についても、広告の変更該当すると解釈されています。

しかし、内容を変更することなく紙面や看板上に診療科名を広告する「更新のための契約」については、新たに広告に関する契約の締結として広告の変更該当するのかが不明確な取扱いとなっています。そのため、地域医療の現場において少なからず混乱や不満が生じ、本会に対しても数多くの問い合わせや苦情等をいただいているところです。

つきましては、紙面や看板上に診療科名を広告する「更新のみを目的とした契約」については、「広告の変更」に該当しないとし、従前からの診療科名を広告することができるかと解釈してよいか、貴職の見解を伺います。



医政発第 0331042 号
平成 20 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

広告可能な診療科名の改正について 抜粋

平成 18 年の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「医療法等改正」という。）においては、「患者等への医療に関する情報提供の推進」に関する取組として、適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、広告可能な事項について大幅な規制緩和が行われたところである。

今般、このような改正趣旨等を踏まえ、患者や地域住民自身が自分の病状等に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、広告可能な診療科名の見直しを行うこととし、「医療法施行令の一部を改正する政令」（平成 20 年政令第 36 号）及び「医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 13 号）」が平成 20 年 2 月 27 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

その改正概要等は下記のとおりである。これらについて御了知の上、管内市町村、関係団体等にその周知徹底を図っていただくとともに、その円滑な運用に万全の対応をしていただくようお願いしたい。

記

第 1 改正の趣旨・概要等

1 医療機関が標榜する診療科名として広告可能な範囲

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 6 条の 6 第 1 項の規定により、医業及び歯科医業については、医療法施行令（昭

和 23 年政令第 326 号。以下「令」という。)において診療科名として具体的に規定したものに限り広告可能としていたが、平成 18 年の医療法等改正の趣旨にかんがみ、患者や住民自身が自分の病状等に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、広告可能な診療科名の改正を行ったところである。

具体的に診療科名については、従来、令に具体的名称を限定列挙して規定していたところであるが、この方式を改め、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改めたところである。

今回の改正により、

- ① 「内科」「外科」は、単独で診療科名として広告することが可能であるととも、
- ② 従来、診療科名として認められなかった事項である
 - (a) 身体や臓器の名称
 - (b) 患者の年齢、性別等の特性
 - (c) 診療方法の名称
 - (d) 患者の症状、疾患の名称

についても、令第 3 条の 2 第 1 項ハに規定する事項に限り「内科」「外科」と組み合わせることによって、新しい診療科名として広告することが可能である。

- ③ その他、令第 3 条の 2 第 2 項ニ(1)に定める診療科名である「精神科」、「アレルギー科」、「リウマチ科」、「小児科」、「皮膚科」、「泌尿器科」、「産婦人科」(※)、「眼科」、「耳鼻いんこう科」、「リハビリテーション科」、「放射線科」(※)、「救急科」、「病理診断科」「臨床検査科」についても、単独の診療科名として広告することが可能である。

また、これらの診療科名と上記②の(a)から(d)までに掲げる事項と組み合わせることによって、新しい診療科名として広告することも可能である。

(※)「産婦人科」については、「産科」又は「婦人科」と代替することが可能。

「放射線科」については、「放射線治療科」又は「放射線診断科」と代替することが可能。

以上のとおり、診療科名については、相当程度拡大することとしたところである。特に、上記②のように、組み合わせによって新しく広告することが可能となる診療科名については、患者や住民自身が自分

の病状に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援するという観点から、虚偽、誇大な表示が規制されるのみでなく、診療内容の性格に応じた最小限必要な事項の表示が義務づけられる。また、診療科名の表記に当たっては、診療内容について客観的評価が可能で分かりやすいものにする必要がある。

以上の点を踏まえ、広告するに当たって通常考えられる診療科名を別表において例示する。

また、組み合わせに当たり、②(a) から (d) までに掲げる事項のうち、異なる区分に属する事項であれば、複数の事項を組み合わせることが可能である。

一方、同じ区分に属する事項同士を複数繋げることについては、不適切な意味となるおそれがあることから、認められない。同じ区分に属する事項を複数組み合わせる場合については、同じ区分に属する事項を繋げることによって一つの名称にならないよう、例えば「老人・小児内科」というように、それぞれの事項を区切る等の工夫をして組み合わせる必要がある。

2 従来から広告可能とされてきた診療科名との関係

従来、広告可能と認められていた診療科名のうち以下に掲げる診療科名については、今回の改正により平成20年4月1日以降、診療科名として広告することは認められなくなる。

ただし、改正に係る経過措置として、同日前から広告していた診療科名については、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き、広告することが認められる。

◎ 平成20年4月1日以降、広告することが認められない診療科名

「神経科」、 「呼吸器科」、 「消化器科」、 「胃腸科」、 「循環器科」、 「皮膚泌尿器科」、 「性病科」、 「こう門科」、 「気管食道科」